

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（第一条関係） . . . . . 1
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第二条関係） . . . . . 4



改正案	現行
<p>（特定債権の繰入れの範囲等）</p> <p>第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第五号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p>	<p>（特定債権の繰入れの範囲等）</p> <p>第九条 法第十七条第三項第一号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れは、毎事業年度、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該事業年度における法第十七条第六項の規定による繰入金（法附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）、法附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金（法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下この号及び第六号イにおいて「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）に対する貸付金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。附則第四条第一項第二号ロ及び第二項第一号において同じ。）の返還金の合計額</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>2 法第十七条第三項第二号に掲げる事業に係る同項の規定による繰入れ及び法附則第十一条第四号の規定による助成は、毎事業年度、前項第六号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。</p>

3・4 (略)

附則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一项の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ (略)

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうち最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

3 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)

第八条 法附則第十一条第五号の政令で定める大規模な改良は、

3・4 (略)

附則

(助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れる方法)

第四条 法附則第三条第十一项の政令で定める方法は、次に掲げるところにより繰り入れる方法とする。

一 (略)

二 前号に規定する半期ごとに繰り入れるべき金額(次号において「要繰入額」という。)は、イ及びロに掲げる額の合計額に等しい額とすること。

イ (略)

ロ 当該半期における法第十七条第六項の規定による繰入金、法附則第十一条第四号の規定による貸付金の償還金及び旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還金の合計額

三 (略)

2 国土交通大臣は、次に掲げるところにより、前項第二号イの期間を指定し、及び同号イの額を定めるものとする。

一 国土交通大臣が指定する期間は、債務等処理法第二十一条第一項の特例業務の実施の状況を勘案して指定するものとし、当該期間のうち最後の期間(次号及び第三号において「最後の指定期間」という。)は、法第十七条第六項の規定による繰入金の繰入れが全て完了する日、法附則第十一条第四号の規定による貸付金の償還が全て完了する日又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金の返還が全て完了する日のうち最も遅い日の翌日以後の期間について指定するものとする。

二・三 (略)

3 (略)

(東京地下鉄株式会社が行う大規模な改良)

第八条 法附則第十一条第四号の政令で定める大規模な改良は、

次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(中央新幹線の建設に係る貸付金の貸付け)

第八条の二 法附則第十一条第四号に規定する建設主体は、同号の規定による貸付金の貸付けを受けようとする場合には、当該貸付金の借入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第五号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第七項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 (略)

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第五号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還)

第九条 法附則第十一条第四号の規定による貸付金の償還条件は、貸し付けた日から五年間据置き十年間半年賦均等償還とする。

2 (略)

3 機構は、東京地下鉄株式会社が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(鉄道施設の貸付け等の基準等に関する経過措置)

第十一条 (略)

2 この政令の施行の際現に事業団が旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により営団に対して貸し付けている資金については、機構が法附則第十一条第一項第四号の規定により貸し付けているものとみなして、附則第九条の規定を適用する。

改正案	現行
<p>附則 （鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例） 第二十三条（略）</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号、<u>第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関すること</u>。</p> <p>二〇四（略） 三・四（略）</p>	<p>附則 （鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例） 第二十三条（略）</p> <p>2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号及び<u>第四号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関すること</u>。</p> <p>二〇四（略） 三・四（略）</p>